

大田区基本構想審議会

答 申 (案)

平成20年3月

答申にあたって

大田区政を取り巻く社会状況は、大きな変革期にあります。

区政の根幹に関わる地方分権の動きにおいては、平成12年の地方分権一括法の施行のほか、「三位一体」改革や地方分権改革推進法の成立、23区の再編も含めた都区のあり方の検討など、大田区はこれまで以上に自主的・自律的な区政運営が求められるとともに、区民や地域、事業者、団体等との連携を基本とするまちづくりの重要性がますます高まっております。

このようななか、大田区の新たな基本構想及び基本計画の策定に向けて、当審議会は平成19年9月に松原忠義大田区長から「大田区基本構想の方向性」及び「基本計画策定にかかる基本的考え方」について諮問を受けました。

5回に及ぶ全体会のほか、3つの専門部会において延べ21回に及ぶ審議に加え、「区民と基本構想審議会委員との意見交換会」による区民の皆様からのご意見などを踏まえ、ここに審議会としての方向性、基本的考え方をまとめましたので、答申いたします。

本答申の第1章「大田区基本構想の方向性について」では、区の置かれた現状を分析するとともに、基本構想全体を貫く考え方として、大田区を構成する最も基本的な要素である「区民一人ひとり」「都市」「地域や区民相互の関係」の3つの視点から基本理念をまとめました。将来像は、20年後の大田区のあるべき姿を描いたものであり、その実現のために基本目標・個別目標を掲げ、区民・地域・事業者等と区が共通理解のもとに連携し、大田区のまちづくりが進められることをめざし設定しました。

第2章「大田区基本計画の策定にかかる基本的考え方について」では、基本構想を実現するための方策として基本計画を策定するにあたり、取り組むべき施策や計画の枠組みのあり方等について審議会としての意見を述べています。

この間、当審議会を傍聴してくださいました区民の皆様、意見交換会等で様々なご意見をお寄せくださいました地域の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、答申に描かれた区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」が着実に実現されるよう心から期待いたします。

平成20年3月

大田区基本構想審議会会長



目 次

序 章 答申にあたって

| | |
|--------------------------------|----|
| 第 1 章 大田区基本構想の方向性について | 1 |
| 1 基本構想策定の背景について | 1 |
| 2 基本理念について | 2 |
| 3 将来像について | 3 |
| 4 基本目標について | 4 |
| 5 個別目標について | 6 |
| 6 基本構想を実現するための方策について | 11 |
| 第 2 章 大田区基本計画の策定にかかる基本的考え方について | 13 |
| 1 基本計画で取り組むべき施策について | 13 |
| 付属資料 大田区における「地域力」の基本的な考え方 | 32 |
| 参考資料 | 33 |
| 1 大田区基本構想審議会諮問文 | 34 |
| 2 大田区基本構想審議会委員名簿 | 35 |
| 3 大田区基本構想審議会審議経過 | 37 |
| 4 大田区基本構想審議会条例 | 41 |
| 5 区民アンケート調査・区民意見募集概要 | 42 |

第1章 大田区基本構想の方向性について

1 基本構想策定の背景について

現在の大田区基本構想は昭和57年に策定され、既に25年が経過しました。その当時、大田区の人口は約66万人で現在とほぼ変わらないものの、14歳までの幼・少年人口は約13万人と、現在に比べ5万人多く、65歳以上の人口は約6万人と現在の半分でした。今後10年先の人口予測では、総人口は現状とほぼ変わらず、幼・少年人口は8万人程度で推移するものの、老年人口は16万人(総人口に占める割合は23%)を超えると予測されており、少子・高齢社会が急速に進んでいくこととなります。

区内産業においては、昭和58年に9,000を超えていた工場数も平成17年には約4,800へと減少し、大田区のものづくりの特徴である産業ネットワークの維持や、高度な技術・技能の継承などに課題が生じてきています。また、大規模工場が集合住宅や商業施設へと変わり、まちの姿にも大きな変化が見られます。

まちづくりにおいては、田園調布せせらぎ公園や大森ふるさとの浜辺公園・海苔のふるさと館など、大田区の魅力を高める地域資源の充実が図られています。さらに平成16年度から始まった羽田空港の再拡張事業により、平成22年には4本目の滑走路が完成し、羽田空港の国際化が進みます。今後、空港跡地の活用も含め、空港周辺のまちづくりが本格化していきます。

大田区を取り巻く制度も変化しています。平成12年には都区制度改革が実施され、清掃事業など区民に身近な事務が、東京都から区に移管されました。近年では、道州制を含めた国の地方分権改革論議の高まり、都区のあり方に関する検討など、地方自治制度の改革も新たな段階を迎えています。

このような社会状況を踏まえ、大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想及び基本計画を策定する必要性が高まっています。

2 基本理念について

基本理念は、基本構想全体を貫く考え方として位置づけられることから、大田区を構成する最も基本的な要素である「区民一人ひとり」、「都市」、「地域や区民相互の関係」の3つの視点から、下記の基本理念を掲げるべきと考えます。

なお、この答申に表現する「区民」とは、いわゆる大田区に住所を有する区民に限定するものではなく、区内で働き、学ぶなど、大田区に関わるすべての人を「区民」と定義します。

基本理念の前文

大田区の基本構想は、平和で、基本的人権が尊重される社会を前提とし、大田区の主役である「区民」、生活の舞台となる「都市」、そして、大田区を支える様々な「地域や区民相互の関係」に視点を置き、下記の基本理念を掲げる。

基本理念1 区民が自ら考え行動し、^{ひら}まちの未来を拓きます

区民が安定した暮らしを営み、個人として尊重されることを基本とし、区民としての誇りと責任を持ち、自らが考え、行動することで、大田区の未来をつくります。

基本理念2 安心と魅力をそなえた^{まち}都市を次世代へと贈ります

区民の生活拠点として誰もが安心して暮らせるまちとするとともに、活力あふれる経済活動、多彩な交流が生まれる豊かなまちをつくり、次の世代へとつなげていきます。

基本理念3 人と人とのつながりが、優しいまちをつくります

地域を構成する様々な人々が、思いやりの心でつながり、共に支えあう優しさが広がるまちをつくります。

3 将来像について

将来像とは、大田区が 20 年後に実現すべきまちの姿のことであり、審議会では、専門部会の領域ごとに基本目標を定め、それをまとめた「大田区のあるべき姿」を将来像とし、その方向性を以下のとおりにまとめ答申します。

将来像は、前文、フレーズ、説明文から構成します。

将来像の前文

20年後の大田区が実現すべきまちづくりの目標として、下記の将来像を掲げる。

地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた

【将来像に込めた意味】

社会環境が急速に変化し、価値観が多様化する時代を迎え、これからの大田区を支え、未来につなげていく源は、区民一人ひとりの力です。この力を「地域力」として発揮し、区との連携を進めることで、誰もが暮らしやすいまちをつくれます。また、人・もの・技術を世界に送り出している大田区が、国際都市として都市と人々をつなぐ役割を積極的に担っていく姿を、大田区の将来像として掲げます。

4 基本目標について

大田区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を実現するため、基本理念のもとに、審議会専門部会での審議経過を踏まえ、専門部会ごとの3つの領域(「保健・福祉・子育て・教育」、「都市基盤・空港臨海部・産業」、「地域力・環境・区政体制」)で基本目標を策定し、将来像と同様に区民共通の目標とするため、わかりやすく表現した下記のキャッチフレーズを掲げるべきと考えます。

基本目標の前文

大田区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を実現するため、基本理念のもとに、「保健・福祉・子育て・教育」領域、「都市基盤・空港臨海部・産業」領域、「地域力・環境・区政体制」領域それぞれに対して、下記の基本目標を掲げる。

基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

少子・高齢社会を見据え、区民、団体、事業者がそれぞれの特性を発揮し、区が支援・コーディネートすることによって、区民の幸せな生活を守り、相互に理解、協力できる安心と支えあいのまちをつくります。

子どもたちを地域の宝として尊重し、産み育てやすい環境を整え、健やかな成長を見守ります。あわせて、未来を支える子どものために良好な教育環境をつくります。

すべての区民の健康を支える仕組みづくりや、障がいなどのハンディキャップを有する区民への支援を行い、生きがいと学ぶ意欲を大切にすることによって、誰もが生涯を通じていきいきと過ごせるまちを実現します。高齢者が住みなれた地域で、健康な心身を保ち尊厳を持って暮らせるまちをつくります。

基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市^{まち}

これまで築き上げてきた都市環境や地域産業の蓄積を土台に、快適な暮らしと創造力あふれる産業が調和する豊かな都市空間を形成し、未来に向けて輝き続けるまちをつくりま

す。
また、豊かな水辺環境、再拡張・国際化する羽田空港や、高度産業技術の集積などのまちの魅力によって、区内外から多数の来訪者が集まり、多彩な交流活動が行われる活力あるまちを実現します。

基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

地域は、区民一人ひとりによって構成され、支えられています。人やまちへの思いやりの心と規範意識を持ち、一人ひとりの力を「地域力」として発揮し、人と地球に優しいまちをつ

くりま

す。
区は、地域力を支え、さらに大きな力へと結びつける役割を積極的に担います。

5 個別目標について

個別目標とは、基本目標ごとに領域をさらに細分化した分野に対する目標であり、審議会では、3つの専門部会、「保健・福祉・子育て・教育」、「都市基盤・空港臨海部・産業」、「地域力・環境・区政体制」ごとに審議した内容を踏まえ、領域ごとに掲げた基本目標の内容をさらに具体化し、施策の方向性を示すため、下記の個別目標と、めざすべき方向を以下のとおりにまとめ答申します。

個別目標は、前文、内容を簡潔に表現したフレーズ、説明文から構成します。

個別目標の前文

「保健・福祉・子育て・教育」領域、「都市基盤・空港臨海部・産業」領域、「地域力・環境・区政体制」領域それぞれの基本目標の内容をさらに具体化し、施策の方向性を示すため、下記の個別目標を掲げる。

基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1 - 1 未来を拓き^{ひら}地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

未来を担う子どもの心身ともに健やかな成長を願い、それを支える福祉・保健・医療などの体制を充実させます。同時に、安心して出産できる環境や子どもと保護者のニーズに合わせた良好な育成環境の整備を進めます。地域を構成するすべての人々と区がそれぞれの役割を果たし、手を携えて子どもの成長と子育て世代を支援します。

学校では、子どもたちがのびのびと成長できる教育環境を整えます。地域の特性や多様性を尊重し、子どもたちが学ぶ喜びを知り、社会性と生きる力を身につける学校教育を進めるとともに、学校、地域、家庭などが力を合わせて子どもたちの学びを支え、教育力を高めます。

個別目標 1 - 2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくりま

す

元気でいきいきとした生活の基盤である心とからだの健康づくりや、安心して暮らせる生活環境の確保のために、医療機関や事業者、地域、行政の連携を進めます。

誰もが自立した生活を営み、就労や社会参加ができる環境づくりを進めるとともに、障がいなどの有無、年齢、性別、国籍にかかわらず、安心して生活できるユニバーサルデザインの視点に立った優しいまちをつくります。障がい者が自分らしく安心して暮らせるように、地域での生活を見守る仕組みや支える意識を育てます。

また、誰もが生涯をはつらつと生きるために、学習やスポーツ、文化など多様な活動の機会や環境を確保し、地域における自らの役割と生きがいを実感できる仕組みをつくりま

す。

個別目標 1 - 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくりま

高齢者がいつまでも健康な心身を保ち、長い人生で培った経験、技術や社会参加の意欲を地域で活かし、生きがいと活動の場を持てるまちをつくりま

す。

また、生活に支えが必要となったときに、いつまでも住み慣れたまちに住み続けることができるよう、質の高い介護・医療体制や権利擁護の仕組み、家族への支援を充実させるとともに、地域ぐるみで高齢者を見守る、安らぎのまちをつくりま

基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市^{まち}

個別目標2 - 1 水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

大田区の中心である大森と蒲田、そして未来の大田区の中核を担う羽田空港周辺については、個性と魅力にあふれたにぎわいあるまちづくりを進めます。区内のそれぞれの地域においても、区民、事業者、行政などが一体となり、将来の地域のあり方について考え、実践する新たなまちづくりに取り組みます。

水辺や緑など身近な自然環境と触れ合う場を守り育てるとともに、景観や東京全体の環境にも配慮したまちづくりを行います。さらに、アートやスポーツをまちづくりに取り入れるなど、人々に潤いと活力を与える取り組みを進めます。

防犯・防災対策に配慮し、高齢者・障がい者・外国人など誰でも安心して移動できるまちとなるよう、交通環境の改善に努め、安全で快適な暮らしを支えるまちづくりを進めます。

そして、水と緑、ものづくりの集積、羽田空港の立地などを活かした集客・観光施策に取り組みます。

個別目標2 - 2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります

首都の玄関口である羽田空港を大田区の誇れる財産として活かし、アジアをはじめとした諸外国との国際交流を一層進めるとともに、空港への交通アクセスの充実を図ります。また、空港用地外となる跡地については、区民の意向を踏まえ、地域と空港とが共生できる視点からの有効利用を推進します。さらに、空港機能を十分に活用した新しい産業との連携を進め、おおたブランドの発信拠点としての展開を進めます。

臨海部、多摩川・呑川等の水辺空間の利活用を促進し、区民や訪れる人々が憩い楽しめる空間の整備を図ります。

また、水辺を活かした水上交通(舟運など)についての検討を進めます。

大田区を訪れ、暮らす多様な文化を持つ外国の人々も共に快適に過ごすことのできるまちづくりを進めます。

個別目標2 - 3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します

ものづくりにおける高度な技術・技能を有する企業が集まるという地域特性を維持し、さらに発展していくため、人材の育成・確保や新たなビジネス創造に向けた仲介や支援などに取り組みます。

また、国際化する羽田空港の立地を活かし、ものづくり創造都市としてのおおたブランドを世界へと発信します。

高齢社会の進む中、地域に身近で快適な暮らしを支える商店街などの商業機能の活性化を図ります。区内外の人々が集まる地区においては、国際都市にふさわしい、にぎわいのある拠点を整備します。

暮らしと産業が接する職住一体のまちとして、ものづくりや商業、観光などの多様な産業が地域の魅力をさらに高めるまちをつくります。

基本目標 3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

個別目標 3 - 1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

区民一人ひとりが抱くわがまちへの思いを行動に変える力。この区民の力と自治会・町会や事業者、団体・NPO などが有する実績や専門性を地域力として結集することで、安全・安心の暮らしやすいまちをつくります。

また、地域の歴史や文化、自然などの地域資源を地域力と結びつけることで、魅力あふれるまちをつくります。

個別目標 3 - 2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です

ものづくりをはじめとする大田区の特徴を活かし、環境への取り組みと経済活動が両立する持続可能なまちをつくります。そのためには、区民や自治会・町会、事業者、団体・NPO、区など地域を構成する全ての主体が、地球温暖化などの環境問題に対する認識を共有し、それぞれの責任と役割を担います。特に、省エネルギーの推進や自然エネルギーの積極的な活用のほか、産業活動や日々の生活における廃棄物の発生抑制の推進など、限りある資源を大切かつ有効に活用する資源循環型のまちづくりに取り組みます。

また、大田区の地域資源である水辺環境を守り、緑化を積極的に推進するなど、水と緑の調和したまちをつくります。

個別目標 3 - 3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます

区民に対する説明責任を徹底し、区政情報の効果的な発信を行うとともに、規律的・効率的な行財政運営を進めることで、区政の透明性と効率性を高めます。

また、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、多くの区民が参画しやすい、活力ある区政を展開し、自律した地方政府をめざします。

さらに、地域と行政が連携・協働することで、区民自らが地域の課題を解決できる仕組みをつくります。

6 基本構想を実現するための方策について

基本構想に示した将来像、基本目標、個別目標を着実に実現していくための方策として、審議会では、基本構想に沿った基本計画策定の必要性を答申します。

さらに、計画的に目標を達成するため、目標年次、目標値、成果指標を設定する必要性を答申します。

基本構想の実現方策の前文

基本理念、将来像、基本目標、個別目標を計画的に実現するためには、まちづくりの手段(施策)を体系的に整理した基本計画を明らかにすることが必要であり、下記内容を基本構想の実現方策として掲げるべきである。

1 基本計画の策定

(1) 基本計画の性格

基本構想の実現をめざし、現在の社会的・経済的状況を踏まえつつ、今後予想される社会的動向を見据えた上で、概ね10年を見通した基本計画を策定します。策定に当たっては、区の中長期的な財政状況を勘案するとともに、大田区基本構想審議会が出された意見等を踏まえるものとします。

なお、基本構想・基本計画の実現に当たっては、国や東京都等との連携の重要性に鑑み、これらの諸計画との整合性に配慮するものとします。

(2) 目標設定と効果の公表

基本構想の実現のためには、基本計画の確実な実施が何よりも重要です。計画的、効率的、かつ規律ある区政運営を実現する観点からも、基本計画に掲げる施策については、目標年次、目標値や方向性、成果指標を設定したうえで、進捗状況及びその施策によってもたらされる客観的な成果を公表します。

(3) 社会状況に対応した実効性ある基本計画

社会環境の急速な変化や価値観の多様化する時代を迎え、基本構想の実現に向かって着実に歩み続けるためには、社会状況を的確に反映した基本計画の存在が必要です。

よって、実効性ある基本計画を担保するため、概ね5年を基本計画の改訂時期とし、策定にあたっては、区民等の意見を踏まえるものとします。

2 地方分権改革への取り組み

地方分権一括法が施行され、法律上は国・東京都・大田区は対等の関係へと変わりました。しかし、実際には権限や財源の問題が置き去りのままになっており、分権改革は道半ばの状態であるといわざるをえません。

地域の実情を熟知した地方政府である基礎自治体が、地域経営の主体であるという地方自治の本旨に鑑み、大田区こそが区民に最も身近な基礎自治体であるということを中心に、区の自主的・自律的な行政運営を可能とする真の分権改革の実現に取り組みます。

第2章 大田区基本計画の策定にかかる基本的考え方について

1 基本計画で取り組むべき施策について

審議を進めるなかで、基本構想に示す将来像、基本目標、個別目標を実現するための手段として、区が取り組むべき施策のイメージや方向性、具体的な事業など、様々な議論がありました。また、区民との意見交換会やアンケート調査を通じて寄せられた区民の意見・要望を受け、当審議会は、基本計画で取り組むべき施策例として以下のとおり答申します。

「基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」で取り組むべき主な施策

個別目標1 - 1 未来を拓き^{ひら}地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

子どもの医療・保健体制の充実

妊婦や新生児を抱える家庭に対する保健師からの助言や、保健所における相談事業、医療費に対する支援などを充実させるとともに、子育て世代を支え、子どもの健やかな成長を一層支援すべきと考えます。

また、生活と仕事を両立させる考え方(ワーク・ライフ・バランス)の普及や安心して産み育てられる環境の整備に努めることを期待します。

(施策例)

- ・ 妊娠・出産に関する医療・保健体制の充実
- ・ 子どもの医療・保健体制の充実
- ・ ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及、啓発 等

ニーズに合致した保育サービスの充実・保育環境の整備

子育て世代の働き方が多様化するなかで、保育に関するニーズにも変化がみられます。保護者のニーズに応え保育サービスの質と量の向上を図るべきと考えます。

あわせて、子育て相談や児童虐待の対応、家庭教育への支援などを充実し、地域の力を十分に発揮できる専門機関の設置や相談体制の強化に取り組むなど、核家族化や国際

化などの時代の変化から生じる子育て世代の不安と負担の軽減を図る必要があると考えます。

また、子育てにおいても地域力の発揮が期待されます。そのために、事業者や地域活動との連携や人材育成、活動主体間の調整などを行うコーディネーターの検討が必要と考えます。

(施策例)

- ・ 子どもと保護者のニーズに合致した保育サービスの充実
- ・ 質・量ともに充実した保育環境の整備
- ・ 事業者の子育て支援や地域活動との連携と人材育成、コーディネーターの配置
- ・ 子育て、児童虐待、家庭教育に関する相談・支援体制・情報提供の充実 等

地域に根ざした学校づくりと多様性への対応

児童・生徒が、命を大切にし、社会性と思いやり、たくましく生きる力や健全な身体、確かな学力を身につけるために、人材確保や施設整備などによって良好な学校環境を整え、体験学習や地域とかがわる機会を充実させることが期待されます。また、学校図書室をさらに活用するための環境の整備を図るとともに、読書などを通じて豊かな人間性を養うことが大切です。

外国人や帰国子女が円滑に学校生活をおくるための配慮や、特別支援教育の充実など、児童・生徒への支援に目を向け、子どもたちが互いに個性を尊重しあい、共に生きる教育を進める必要があります。さらに、地域の特性や多様性を尊重し、地域ごとに異なる課題やニーズへの対応が求められます。

学校教育に期待される役割は増大する傾向にあります。そうしたなかで教員が学習指導や生活指導などの業務に専念できる体制づくりや教員の指導力向上を図ることによって、学校教育の充実に努めるべきと考えます。

また、学校や教職員をサポートする地域の力を引き出すことが必要ですが、現状では特定の人材に大きな負担がかかっている状況が見られます。地域の事情に応じて、地域人材の参加を促進するとともに、それを取りまとめるコーディネーターの存在が必要です。あわせて、地域において学校が親しまれる場であるために、学校施設の有効活用や環境の整備な

どに積極的に取り組む必要があります。

(施策例)

- ・ 社会性と思いやり、たくましく生きる力を身につける学校教育の充実
- ・ 教員が業務に専念できる環境の形成
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 校外学習、自然・社会体験や交流の機会の拡大
- ・ 学校施設、学校図書の有効活用
- ・ 教育人材の確保、学校施設など教育環境の整備
- ・ 帰国子女、外国人児童・生徒やその保護者などへの学習支援 等

子どもが安心して過ごせる居場所づくり

放課後を安全に楽しく過ごすために、小学校低学年では希望者すべてが学童保育に入れる体制などをめざすべきと考えます。小学校高学年から中高生については、地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めることによって、地域や友達とふれあい、社会性と生きる力を身につける機会の提供につながると考えます。

(施策例)

- ・ 学童保育など放課後の安全な居場所づくり
- ・ 中高生の交流・活動の場づくり 等

個別目標 1 - 2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくりま す

健康づくりや保健・医療体制の充実

心とからだの健康を保ち、病気の早期発見や治療を確保するためには、誰もが必要なときに十分な医療や療養支援を受けられる体制の強化や、医療機関や関連する事業者との連携を図ることが必要です。それとともに、学生・会社員・自営・退職後など、様々な層が健康診断や身近な医療の情報などを取得しやすい環境をつくる必要があると考えます。

また、区民の健康の維持・増進のためには、主体的な健康づくり活動を支援することが必要であり、あわせて、食育の推進や予防医療の充実、健康にかかわる危機管理体制の整備に取り組むことが求められます。

(施策例)

- ・ 誰もが十分な医療や療養を受けられる体制の構築
- ・ 地域における医療機関などとのコーディネート機能の強化
- ・ 区民が主体的に健康づくりに取り組みやすい環境整備や支援
- ・ 健康・医療情報等を取得しやすい環境の整備
- ・ 安全な食品の確保と食育の推進、予防医療の充実
- ・ 健康危機管理体制の整備 等

ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して暮らし、出かけることのできるまちをつくるために、住宅などの建物や階段や道路の段差など、日常生活や移動に関する不便さを除去するとともに、自動車や自転車と歩行者が相互に安心して通行できるルールが必要と考えます。また、大田区の産業技術を活用した介護用具・機器の開発なども視野に入れた取り組みが必要と考えます。

障がい者や高齢者などの要援護者を、災害時に支援できる仕組みづくりを確立することが必要です。共に生きる意識を高め、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくっていくことが重要です。

(施策例)

- ・ 誰もが安全に移動でき、生活できるまちづくり
- ・ 産業技術を活用した介護用具の開発
- ・ 災害時の要援護者対策
- ・ 外国人が暮らしやすい支援体制の整備
- ・ 道路・鉄道などによる地域分断の解消 等

障がい者の暮らし、就労、社会参加、自立を支える仕組みづくり

障がい者が地域で自分らしくいきいきと暮らすためには、就労や社会参加を通じて自立した暮らしができることが必要です。障がいの種類や状況によって、障がい者やその家族のニーズも違います。居宅生活への支援、施設サービスの充実、就労支援など、それぞれの障がいに応じ、必要な支援を受けられる体制を確立すべきと考えます。また、親なき後の障がい者に対する支援も重要です。

そのためには、支援の制度の充実を図るとともに、気軽にいつでも相談できる総合的な

相談窓口の設置が必要と考えます。同時に、地域のなかで障がい者を見守る体制をつくるため、NPO など民間団体、地域、区が連携し、支援の仕組みとネットワークを強化する必要があると考えます。

(施策例)

- ・ 障がい者の就労、社会参加、自立を支える仕組みづくり
- ・ 障がい者の在宅サービスの充実
- ・ 障がい者の総合的な相談体制の構築
- ・ 障がい者福祉施設(親なき後の施設を含む)の整備
- ・ 親なき後の障がい者への支援 等

区民が学習し、文化・スポーツなどに親しむ機会の提供

区民が生涯を通じて学ぶよこびや生きがいを持って生活するためには、年齢や性別などにかかわらず、様々な層が学習し、スポーツ、文化、歴史、芸術などに親しむ環境や、地域や NPO などの区民活動に参加するきっかけが必要です。そのための情報や出会いの場を提供するとともに、気軽に学習し、スポーツなどに親しめる環境を整備する必要があります。こうした環境整備に向けて、使いたくなる施設づくりという観点から、公的施設の有効活用を進め、場合によっては企業などの施設の活用可能性を検討することも必要です。

さらに、学習の成果が地域に活かされることによって生きがいを感じ、地域を支える人材育成につながるようなコーディネート機能の充実に取り組む必要があると考えます。

(施策例)

- ・ 様々な層の区民に配慮した学習機会の提供
- ・ 学習成果を生かすコーディネート機能の充実とそれを担う人材・組織の育成
- ・ 生涯学習情報の発信と情報を選択、活用できる仕組みづくり
- ・ 使いたくなる施設づくりと公的施設の有効活用
- ・ 生涯にわたって学びあい、文化・芸術に親しみ、活発にスポーツできる環境整備
- ・ 地域文化などの掘り起こし、継承、発展 等

人権の尊重とセーフティーネットの整備

誰もが基本的人権を尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現が望まれます。その一環として、性別、年齢などによる不平等をなくし、人権尊重社会、男女共同参画に向

けての取り組みが引き続き進められる必要があると考えます

また、健康で文化的な生活を営む権利は基本的人権の一部であり憲法に保障されています。しかし、失業や病気などのやむをえない事情でこうした生活が実現できない場合もあります。このような区民に対しては区が相談に応じ、安心して生活できるよう自立や就労、居住環境の整備などを支援するセーフティーネットを整備することが必要だと考えます。

(施策例)

- ・ セーフティーネットの整備
- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 良好な居住環境の整備 等

個別目標 1 - 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

元気高齢者の健康維持

高齢者の健康状態や生活環境によって、個人差は拡大しており、ニーズも多様化しています。健康で就労や社会参加の機会を求めている人には、心身の健康を維持するために必要な医療・健康情報の提供や、健康維持のための介護予防、多世代との交流、文化とふれ合う生活など幅広い面を総合した施策を推進することが必要です。高齢者が健康で暮らせるよう、また自宅で自立した生活がおくれるよう環境を整備する必要があると考えます。

(施策例)

- ・ 高齢者の心身の健康づくり、健康維持
- ・ 介護予防の推進 等

高齢者の生きがいと交流の場づくり

高齢者が、長い人生のなかで蓄積してきた豊かな経験や、技術、能力を地域活動や経済活動に活かす仕組みづくりが必要です。生きがいを感じ、充実した暮らしを送るために、活動の場を求めている高齢者は少なくありません。

しかし、高齢者といっても個人差は大きく、価値観が多様化するなかで、現状の高齢者の

活動の場やサービスに満足できない人も増加しています。そこで、高齢者の価値観の変化に対応した活動・生涯学習の機会や情報、参加のきっかけとなる場を提供する必要があります。また、元気な高齢者が経験や能力を発揮することができるように、地域での活動や就労に結びつける仕組みづくりを検討する必要があると考えます。

(施策例)

- ・ 高齢者の経験、技術、能力を地域活動や就労に活かす仕組みづくり
- ・ 高齢者の価値観の変化に対応した活動・交流の場の提供 等

在宅介護サービスの充実と介護家族への支援強化

高齢者が、日常生活に何らかの手助けが必要となったときにも、自分らしく尊厳をもって生活できる環境整備が必要です。介護サービスなどを活用した支援を充実させるとともに、区と事業者が連携しながら、介護施設の整備を進める必要があります。そのためにも、高齢者が気軽に相談できる総合的な相談体制を充実させ、必要性に即したサービスを確保していくことが望まれます。

要介護期の過ごし方として、住み慣れた場所での在宅介護を希望する区民が少なくありません。こうした希望をかなえるために、質の高い在宅介護サービスの確保が必要です。同時に、介護する家族に対する支援を強化することによって、家族の負担を軽減し、安心して介護ができるよう対策を講じる必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りや権利擁護、財産管理などの手助けのネットワークをつくるために、地域できめ細かに高齢者を支援する多様な活動主体の育成やそれを支える仕組みが必要です。

(施策例)

- ・ 介護サービス利用者支援体制の充実と介護施設の整備
- ・ 高齢者の総合的な相談体制の充実
- ・ 在宅生活を支える介護サービスの充実
- ・ 介護家族への支援強化、虐待防止
- ・ 一人暮らし高齢者、高齢者世帯への支援
- ・ 高齢者を支援する多様な活動主体の育成・支援および安全・安心の確保 等

「基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市^{まち}」で取り組むべき主な施策

個別目標2 - 1 水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

地域特性を活かしたまちづくり

地域の特性を活かした魅力あるまちを、地域とともにつくる必要があります。

羽田空港への玄関口として、空港の国際化・24時間化に対応したまちづくりが求められています。

大森駅周辺や蒲田駅周辺においては、ランドデザインやまちづくりの基本的ルールの策定、駅周辺の回遊性の向上などにより、駅東西の交流が一層促進されるまちづくりを進めるべきと考えます。

まちづくりにあたっては、歴史と文化を踏まえ、観光や地域の特色を活かす視点で取り組むとともに、区内の公共施設や生活道路、公園などに、生活に潤いと豊かな感性を育てるアートを取り入れることも考えられます。あわせて、大田区の誇るものづくりの技術・技能を世界へアピールするためのまちづくりを進めることが重要です。

(施策例)

- ・羽田空港の国際化に対応したまちづくりの推進
- ・大森駅周辺のまちづくり
- ・蒲田駅周辺のまちづくり
- ・馬込・池上・洗足池一帯の歴史を活かしたまちづくり
- ・アートとものづくりの連携によるまちづくり
- ・アートを活かした魅力的なまちづくり
- ・地域コミュニティの活性化の推進
- ・魅力あるまちに向けた地域拠点の整備 等

交通ネットワークの充実したまちづくり

今後、利用者数の一層の増加が見込まれている羽田空港と区内のアクセス強化のため、新空港線「蒲蒲線」整備などの取り組みが必要です。

水辺に恵まれた大田区は、水上交通(舟運など)の活用の可能性が高い地域でもありま

す。生活者・観光客双方が利用できる、便利で快適な交通機関として、水上交通を関係機関と連携しながら整備していくことが求められます。区内には公共交通手段が不便な地域もあり、こうした地域の利便性を向上させるために、コミュニティバスの導入についても検討を進めていく必要があります。

自転車は、便利で環境にも優しい交通手段ですが、歩行者、車いす利用者との共存に向けて、放置自転車対策や安全な歩行者動線の確保が重要です。

(施策例)

- ・安全で快適に移動できる交通ネットワーク環境の充実
- ・歩行者に優しい道路環境の整備
- ・駅周辺の自転車駐車場の整備
- ・空港アクセスの向上に向けた交通ネットワークの整備 等

安全で安心なまちづくり

区内には、地震、風水害などの発生時に大規模な災害につながるおそれのある木造の住宅が密集している地域があります。区は、これまで区内の建物の不燃化に取り組んでいますが、今後も不燃化対策・耐震改修や木造密集住宅市街地整備等を進めるとともに、避難場所として緑地の整備を図ることが求められます。

また、これらのまちづくりにあたっては、誰もが、安心して暮らせるようにユニバーサルデザインの視点で様々な課題に取り組むことが望まれます。

さらに、羽田空港の拡張により、これまで以上に多くの人々が大田区を訪れるようになり、地域の安全を守っていくことがより重要な課題になると考えられます。そのため、防犯カメラの設置や安全パトロールなど、地域の住民や商店街等と連携した防犯対策を一層充実させていくことが求められます。

(施策例)

- ・安全で安心に生活できる快適な住まいづくり
- ・地震・風水害・火災等の災害時における避難路の確保や橋梁・建物の耐震化の促進
- ・地域が一体となった防犯対策の充実 等

水と緑に親しめる空間づくり

大田区は、東京湾をはじめとして、多摩川・呑川など、多くの水辺に囲まれています。現状では区民が水辺に触れ、親しむことのできる空間は限られています。区民が水辺に親しめる空間づくりのために、水質の浄化や景観の改善に取り組むとともに、散策路・公園・休憩所等の施設整備を進める必要があります。

また、住宅地の緑の保全や屋上緑化など環境に優しいまちづくりを推進し、水辺や公園緑地と結んだ、水と緑のネットワークを形成していくことが求められます。

(施策例)

- ・ゆとりとやすらぎを与える憩い空間の整備
- ・自然に触れ合えるまちづくりの推進
- ・心に豊かさを感じる美しいまちなみの整備 等

個別目標 2 - 2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります

羽田空港を活かしたまちの国際化とにぎわいづくり

羽田空港は、再拡張・国際化により、首都圏の、そして我が国の玄関口としての機能を高め、ますます多くの人を訪れるようになります。空港跡地の利活用を進め、産業・宿泊・商談・物流など様々な魅力ある施設整備を進める必要があります。アジアの人とものと情報とが集積する一大交流拠点整備など、空港が立地する自治体としての特性と可能性を活かし、地域を発展させるまちづくりが重要です。

(施策例)

- ・にぎわいを生み出す国際文化交流拠点の整備
- ・空港関連企業の配置誘導
- ・国際空港を活かしたまちづくり 等

臨海部の活用

大田区は、東京湾に面した恵まれた環境にあります。臨海部では、羽田空港国際化や跡地利用開発によって、活用の可能性が今後一層高まると考えられます。

大規模公園緑地などの集客スポットの整備、臨海部の景観改善等に取り組むとともに、市街地からのアクセス強化を積極的に進める必要があります。

(施策例)

- ・臨海部道路網、空港アクセス道路の整備
- ・水辺(ウォーターフロント)の活用
- ・海辺のスポットづくり 等

国際化に対応したまちづくり

国際空港を有する地域として、区内に居住する、あるいは区を訪れる外国人に対して、公共施設等の表示をわかりやすくするとともに、多言語化にも配慮するなどの国際化に対応したまちづくりを進めることが重要です。

また、関係機関と連携しながら医療・福祉・教育・居住環境の整備等の生活機能の国際的な対応を進めることが必要です。さらに、言葉や生活習慣、多様な文化をもつ、外国の人々に対して、理解を深めるための取り組みが求められます。

(施策例)

- ・外国人にとっても暮らしやすいまちづくり
- ・海外との生活・文化交流の促進 等

個別目標 2 - 3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します

産業創造(ビジネス・インキュベーション)機能の充実

これまで培われてきた大田区のものづくりの技術・技能を活かし、さらに新たなビジネスチャンスを拡大していくために、企業間をコーディネートしたり、新たな起業を支援する機能を強化することが重要となります。また、羽田空港国際化を活用し、アジアの企業との連携を促す取り組みを活性化させることが必要です。

(施策例)

- ・ものづくり産業の維持に向けた支援策の充実
- ・新たな交流、起業を生み出すコーディネート機能の拡充
- ・アジア、世界に向けたおおたブランドの発信 等

住工が調和したまちづくり

大田区のものづくりは、住まいと職場が近接している職住一体のまちの成り立ちに支えられてきました。地域社会の一員となっている工場等が地域で事業を継続できるよう、地域に住まう人と働く人がともに支え合う住工調和のとれたまちの推進が望まれます。

(施策例)

- ・ものづくり産業と住宅の調和への取り組み
- ・ものづくり産業の魅力向上
- ・ものづくり産業の事業継承支援 等

新たな都市文化を創造する産業人の育成

次代の大田区の産業を担う人材の育成と確保を進めるために、大田区の産業の情報を若い人たちに発信したり、各種イベント等を通じた人材のマッチング、技術・技能の継承を図る取り組みを充実するなどさらなる人材の育成確保策の構築を求めます。

また、異業種・異分野との交流や、アーティストやデザイナーなどとの連携に積極的に取り組み、世界に向けて新しいビジネスモデルを提案するなど、創造的な産業人が大田区で生まれ、活躍できるような環境整備が期待されます。

(施策例)

- ・技術・技能を支える人材の育成、確保に向けた取り組み
- ・円滑な技術・技能の継承
- ・異業種交流の促進 等

近隣商店街のにぎわいづくり

高齢者の増加、働き方の多様化など商店街利用者のニーズが変化する中で、身近な地域の商店街の重要性は今後ますます高まっていくものと考えます。そのため、近隣商店街における人々の交流によるにぎわいづくりと地域コミュニティを支える役割を担う取り組みを

応援することが必要と考えます。

(施策例)

- ・人と店がふれあい、つながる商店街への取り組み支援
- ・まちの拠点としての商店街づくり
- ・隣接地域との連携 等

観光産業の振興

世界に冠たるものづくり産業の集積と歴史、点在する水辺と緑、そして一大集客拠点・羽田空港の存在など、大田区には、魅力的な地域資源があります。地域資源をさらに発掘し、地域や資源間での連携を進め、観光客の受け入れ体制を整えることが大切です。また、ものづくりを「産業観光」として新たな切り口で取り上げ、「おおた」をブランドとして内外に発信し、大田区をアピールする取り組みも重要と考えます。

(施策例)

- ・誰もがもう一度訪れたくなるまちをめざしたまちなみ景観の整備
- ・まちの魅力の発信
- ・まちに活気とにぎわいを生み出す環境の整備
- ・馬込・池上・洗足池一帯の歴史を活かしたまちづくり【再掲】 等

「基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち」で取り組むべき主な施策

個別目標3 - 1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

地域の新たな担い手づくりと自主的・自立的な活動への支援

少子・高齢社会の進展は、自治会・町会をはじめとする地域の担い手の高齢化を招いています。若い世代を中心とする新たな地域の担い手が育ち、自治会・町会、事業者、団体・NPOなどの地域の自主的・自立的な活動が継続して行われるような支援制度を実施すべきと考えます。

(施策例)

- ・ 次代の地域の担い手が育ち、活動を続けるための仕組みづくり
- ・ 住民としての側面もあわせ持つ事業者が地域で活躍できる仕組みづくり
- ・ 自治会・町会、団体・NPOなどの自主的・自立的な活動への支援 等

地域ネットワークの充実・強化

自治会・町会、事業者、団体・NPO など、様々な主体が地域の中でつながり、連携・協働を促進することで、効果的な地域活動が可能となります。地域における新たなネットワークづくりを推進するとともに、既存のネットワークを充実・強化する取り組みが必要であると考えます。

(施策例)

- ・ 地域力を高める新たなネットワークの構築
- ・ 自治会・町会、事業者、団体・NPOなどとの地域ネットワークの充実・強化
- ・ 事業者の社会貢献活動と地域との連携を促進する仕組みづくり 等

区民の活躍の場の拡充

「地域力」を支えているのは、そこに住み、働き、学ぶなど、その地域に関わる区民一人ひとりの力です。地域を活性化し、魅力ある地域づくりを進めていくためには、区民一人ひとりが地域で活躍できるとともに、人と人との交流を促進していくことが重要であると考えます。

(施策例)

- ・ 区民が地域で活躍できる場・機会の拡充
- ・ 区内に居住する外国人との交流事業の促進 等

地域情報の双方向性の向上

大田区には、自治会・町会、事業者、団体・NPO などの地域活動を通じて、特色ある取り組みを行っている地域がたくさんあります。こうした事例をその地域にとどめておくのではなく、積極的に発信し、受信することで、今後の地域活動に活かしていくことが必要です。地域間はもとより、地域と区との情報の共有化を進めていくことが、地域力向上には必要と考えます。

(施策例)

- ・ 地域と地域、地域と区との情報の双方向性の向上
- ・ 情報発信方法の工夫(おもしろい・分かりやすい・手に入りやすい) 等

安全・安心施策の推進

「安全・安心」は区民にとって最も関心の高いテーマであり、最も地域力を必要とする課題です。子どもや高齢者、障がい者、外国人など、いわゆる災害時要援護者といわれる区民を地域で支える仕組みを構築するとともに、警察や消防機関などとの連携を強化し、安全で安心なまちづくりの強化に取り組むべきと考えます。

(施策例)

- ・ 地域力を活用した防犯・防災施策の推進
- ・ 警察・消防機関などとの連携強化 等

地域資源の活用

大田区には、歴史や文化、自然環境など、数多くの地域資源が存在します。こうした地域資源を最大限に活かす仕組みを構築し、魅力ある地域力を創造することが重要と考えます。

(施策例)

- ・ 歴史や文化、自然環境など、今ある地域資源を高める仕組みづくり
- ・ 新たな地域資源の発掘
- ・ 地域資源を活かすための仕組みづくり 等

個別目標 3 - 2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です

生活スタイルの転換

温暖化をはじめとする地球環境問題を解決するためには、区民一人ひとりの取り組みが何よりも重要です。省エネルギーの推進やごみの減量など、身近なところから地球に優しい生活スタイルへの転換を促す取り組みを計画的に推進すべきと考えます。

(施策例)

- ・ 地球に優しい生活スタイルへの転換を促す施策の充実
- ・ 環境教育、啓発の推進 等

各主体との連携・協働の促進

環境問題の解決には、区民、自治会・町会、事業者、団体・NPO、区など、地域を構成する様々な主体が相互に連携・協働して取り組んでいくことが不可欠です。日常生活や学校教育、企業活動など、あらゆる場面を捉えて環境活動を推進するとともに、地域の取り組みを効果的につなげるコーディネーターの存在が必要であると考えます。

(施策例)

- ・ 区民、自治会・町会、事業者、団体・NPO、区との相互連携の促進
- ・ 環境活動を推進する人材が育つ仕組みづくり 等

環境の視点を取り入れたまちづくりの推進

地上はもとより屋上や壁面などを活用した緑化の推進や環境に優しい交通手段の利用の促進など、地球温暖化防止の視点を取り入れたまちづくりの重要性が増しています。

特に、区内には河川や海などの水辺や緑が多く存在していることから、貴重な地域資源を次代に継承していくためにも、自然環境を活かしたまちづくりを進めることが重要であると

考えます。

(施策例)

- ・ 地球温暖化防止の観点を取り入れたまちづくりを計画的に推進
- ・ 水辺環境の維持・改善や緑化の推進など、環境保全施策の充実・強化 等

地球に優しい事業所への支援

良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちの実現は、産業のまち・大田区として重要な課題であり、また使命でもあります。このため、廃棄物の発生抑制や省エネルギーの推進、緑化など、環境保全活動に取り組む事業者を積極的に支援し、その取り組みが大田区全体で展開される仕組みづくりを行うことが重要であると考えます。

(施策例)

- ・ 環境活動に積極的取り組む事業者に対する支援の充実
- ・ 環境技術の開発や社会貢献活動に対する支援 等

地球に優しい公共施設づくり

大田区全体で地球に優しいまちをめざすにあたっては、事業者としての区の役割は重要です。区役所本庁舎をはじめ区が所有する施設の省エネルギー化を進めるとともに、壁面や屋上緑化、雨水利用、自然エネルギーの活用など、地球に優しい施設づくりに積極的かつ計画的に取り組むべきと考えます。

(施策例)

- ・ 区が所有する施設の省エネルギー化
- ・ 壁面・屋上緑化、雨水利用、太陽光・風力発電など、環境に配慮した施設づくりの推進 等

個別目標 3 - 3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます

区政の透明性の向上

区民に信頼される透明性の高い区政運営が求められています。このため、区政情報の発

信にあたっては、「正確・早い・分かりやすい」を心がけるとともに、区の説明責任を促進する観点からの情報提供に努めるべきと考えます。

(施策例)

- ・ 区の説明責任の促進
- ・ 区政情報の積極的・効果的な発信 等

区民の区政参画の推進

区民主体の区政がより一層実現されることをめざし、区民が主体的に区政に参画できるように機会の拡充を図る必要があると考えます。

(施策例)

- ・ 区民の区政参画を促進する仕組みづくり 等

区のコーディネート機能の充実

地域活動が効果的かつ継続的に展開されるためには、区民や自治会・町会、事業者、団体・NPO などとの連携・協働が重要です。地域を構成するあらゆる主体と区との役割を明確化したうえで、区はそれぞれを効果的に結びつけるコーディネートの役割を積極的に担うべきと考えます。

(施策例)

- ・ 地域力を高めるための区のコーディネート機能の充実
- ・ 地域と区との情報の双方向性の向上 等

規律的・効率的な区政運営の推進

区民に信頼される区政を推進するためには、規律的・効率的な行財政運営を行うことが重要です。また、今後、更新時期を迎える公共施設については、区民が安心して利用できるとともに、地域力を支える資源との位置づけにもとづいて、施設の有効活用を図るべきと考えます。

(施策例)

- ・ 規律的・効率的な行財政運営の実施

- ・ 予算、決算など区の財政情報を見やすく分かりやすい形で発信
- ・ 公共施設の有効活用 等

地方分権時代に見合った区政運営の推進

住民に最も身近な基礎自治体として自主性・自律性に富んだ区政運営を行うためには、区が国、東京都と対等・協力の関係であるという地方分権の本旨を踏まえた上で、相互に連携していく必要があります。また、他の区市町村との連携もますます重要になってくることから、区政を支える職員一人ひとりの能力を向上させ、区の政策形成能力を高めることも重要であると考えます。

(施策例)

- ・ 地方分権時代に見合った国・東京都との連携の促進
- ・ 他の区市町村との連携の促進
- ・ 区職員の能力向上施策の実施 等

大田区における「地域力」の基本的な考え方

これまでの審議をふまえ、大田区における「地域力」の基本的な考え方を以下のとおり提示します。

【大田区における「地域力」の基本的な考え方】

地域は、そこに住み、働き、学ぶなど、その地域に関わる区民一人ひとりによって構成され、支えられています。また、地域社会においては、人やまちへの思いやりの心と規範意識を持ち、社会的なルールを尊重することが重要です。

暮らしやすいまちの実現には、区民一人ひとりの力が必要であり、この力が地域力の源です。そして、一人ひとりの力を結集することで地域力はさらに強くなります。

自治会・町会、事業者、団体・NPO、区など、地域を構成する様々な主体が連携・協働を進めることによって、地域力はさらに高まります。

加えて、歴史や文化、自然環境、まちなみなど、地域の特徴を活かすことで、魅力ある地域力を創造することができます。

防犯・防災、福祉、子育て、教育、環境、産業、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様化する地域課題を解決するためには、地域力が大切です。

区 民・・・大田区に住所を有する区民に限定するのではなく、区内で働き、学ぶなど、大田区に関わるすべての人を「区民」とします。

事業者・・・区内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、税理士・建築士・司法書士・医師などの専門技術を持った区民やその団体、また、商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づけます。

参 考 资 料

1 大田区基本構想審議会諮問文

平成 19 年 9 月 25 日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長
松原 忠義

大田区基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、下記理由のとおり貴会に諮問します。

- 1 大田区基本構想の方向性について
大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。
- 2 大田区基本計画策定にかかる基本的考え方について
大田区基本計画に盛り込むべき項目及び計画の枠組みについて審議を求めます。

〔理 由〕

現在の大田区基本構想は、昭和 57 年に策定され、既に 25 年が経過しました。この間、急速な少子化や高齢社会の進行のほか、羽田空港の国際化の動き等、大田区を取り巻く社会状況は多岐にわたって大きく変化しています。

また、現在の大田区長期基本計画は、平成 13 年に策定されてから 6 年が経過し、この間、地方分権改革の進展や都区のあり方に関する検討が活発に行われているなかで、基礎的自治体としての新たな行政課題に対する取り組みの方向性を示す必要があります。

このような社会状況に鑑み、大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想及び基本計画について調査・審議をいただき、その方向性や基本的考え方をお示しいただくものです。

2 大田区基本構想審議会委員名簿

大田区基本構想審議会 委員の構成

(委員は五十音順、敬称略)

| | 氏 名 | ふりがな | 区 分 |
|------|--------|-----------|----------------|
| 会長 | 青山 侑 | あおやま やすし | 学識経験者 |
| 会長代理 | 中井 検裕 | なかい のりひろ | 学識経験者 |
| 委 員 | 伊藤 正次 | いとう まさつぐ | 学識経験者 |
| 委 員 | 大日向 雅美 | おおひなた まさみ | 学識経験者 |
| 委 員 | 奥田 和子 | おくだ かずこ | 区民公募 |
| 委 員 | 菊地 武子 | きくち たけこ | 学識経験者 |
| 委 員 | 熊倉 まえ子 | くまくら まえこ | 区民公募 |
| 委 員 | 幸田 昭一 | こうだ しょういち | 学識経験者 公共的団体 |
| 委 員 | 菅谷 郁恵 | すがや いくえ | 区議会議員 |
| 委 員 | 田中 一吉 | たなか かずよし | 区議会議員 |
| 委 員 | 田中 常雅 | たなか つねまさ | 公共的団体 |
| 委 員 | 千原 ひろ子 | ちはら ひろこ | 区民公募 |
| 委 員 | 富田 俊一 | とみた しゅんいち | 区議会議員 |
| 委 員 | 中島 寿美 | なかじま すみ | 公共的団体 |
| 委 員 | 奈須 利江 | なす りえ | 区議会議員 |
| 委 員 | 舟久保 利明 | ふなくぼ としあき | 公共的団体 |
| 委 員 | 星野 敏 | ほしの さとし | 区民公募 |
| 委 員 | 宮澤 勇 | みやざわ いさむ | 区民公募 |
| 委 員 | 村松 兼介 | むらまつ けんすけ | 公共的団体 |
| 委 員 | 柳ヶ瀬 裕文 | やながせ ひろふみ | 区議会議員 |
| 顧 問 | 永井 敬臣 | ながい ひろおみ | 区議会議長 |
| 顧 問 | 飯田 茂 | いいだ しげる | 区議会副議長 |

平成 19 年 11 月 16 日をもって審議会委員辞任

2 - 2 専門部会別委員名簿

第1専門部会 委員の構成

(委員は五十音順、敬称略)

| | 氏名 | ふりがな | 区分 |
|-------|--------|-----------|-------|
| 部会長 | 中井 検裕 | なかい のりひろ | 学識経験者 |
| 部会長代理 | 田中 常雅 | たなか つねまさ | 公共的団体 |
| 委員 | 奥田 和子 | おくだ かずこ | 区民公募 |
| 委員 | 千原 ひろ子 | ちはら ひろこ | 区民公募 |
| 委員 | 富田 俊一 | とみた しゅんいち | 区議会議員 |
| 委員 | 舟久保 利明 | ふなくぼ としあき | 公共的団体 |
| 委員 | 星野 敏 | ほしの さとし | 区民公募 |

第2専門部会 委員の構成

(委員は五十音順、敬称略)

| | 氏名 | ふりがな | 区分 |
|---------|--------|-----------|----------------|
| 部会長 1 | 幸田 昭一 | こうだ しょういち | 学識経験者 公共的団体 |
| 部会長代理 2 | 村松 兼介 | むらまつ けんすけ | 公共的団体 |
| 委員 | 菊地 武子 | きくち たけこ | 学識経験者 |
| 委員 | 菅谷 郁恵 | すがや いくえ | 区議会議員 |
| 委員 | 宮澤 勇 | みやざわ いさむ | 区民公募 |
| 委員 | 柳ヶ瀬 裕文 | やながせ ひろふみ | 区議会議員 |
| 部会長 3 | 大日向 雅美 | おおひなた まさみ | 学識経験者 |

- 1) 平成 19 年 11 月 16 日から部会長就任
- 2) 平成 19 年 12 月 4 日から部会長代理就任
- 3) 平成 19 年 11 月 16 日をもって審議会委員辞任

第3専門部会 委員の構成

(委員は五十音順、敬称略)

| | 氏名 | ふりがな | 区分 |
|-------|--------|----------|-------|
| 部会長 | 伊藤 正次 | いとう まさつぐ | 学識経験者 |
| 部会長代理 | 田中 一吉 | たなか かずよし | 区議会議員 |
| 委員 | 熊倉 まえ子 | くまくら まえこ | 区民公募 |
| 委員 | 中島 寿美 | なかじま すみ | 公共的団体 |
| 委員 | 奈須 利江 | なす りえ | 区議会議員 |

3 大田区基本構想審議会審議経過

審議会等の経緯

基本構想審議会全体会

| 回 | 日時、会場 | 審議議題・内容 |
|-------|---|--|
| 1 | 基本構想審議会全体会 平成 19 年 9 月 25 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 2 階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議会への諮問 ・会長、会長代行選出 ・委員紹介 ・今後の進め方 ・専門部会の設置、部会長選出 |
| 視察 | 区内施設等視察 平成 19 年 9 月 30 日(日) 9:00 ~ 13:00 | 羽田空港、ふるさとの浜辺公園、こらぼ大森など |
| 2 | 基本構想審議会全体会 平成 19 年 10 月 5 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 2 階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想、基本計画の構成案説明 ・答申の基本的な方向性 ・将来像、基本理念の方向性 |
| 視察 | 区内施設等視察 平成 19 年 10 月 11 日(木) 14:00 ~ 17:00 | 郷土博物館、上池台障害者福祉会館、せせらぎ公園など |
| 3 | 基本構想審議会全体会 平成 19 年 11 月 16 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 8 階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・各部会検討内容の中間報告 ・区民意識調査結果報告 ・将来像、基本理念の方向性 ・区民との意見交換会の運営 |
| 意見交換会 | 意見交換会(第 1 回) 平成 19 年 12 月 14 日(金) 18:00 ~ 20:00 大田西地域行政センター | <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換、基本構想の役割説明 ・将来像、基本理念の方向性に関する意見交換 ・専門部会の検討内容に関する意見交換 ・基本構想全般に関する質疑応答 (参加者数 9 名) |
| 意見交換会 | 意見交換会(第 2 回) 平成 19 年 12 月 27 日(木) 13:00 ~ 15:00 男女平等推進センターエセナおおた | (同上、参加者数 50 名) |
| 意見交換会 | 意見交換会(第 3 回) 平成 20 年 1 月 10 日(木) 18:00 ~ 20:00 萩中文化センター | (同上、参加者数 39 名) |
| 意見交換会 | 意見交換会(第 4 回) 平成 20 年 1 月 12 日(土) 13:00 ~ 15:00 本庁舎 2 階会議室 | (同上、参加者数 57 名) |
| 4 | 基本構想審議会全体会 平成 20 年 2 月 29 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 8 階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会検討内容報告 ・基本理念・将来像 ・その他基本構想審議会答申案 |
| 5 | 基本構想審議会全体会 平成 20 年 3 月 11 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 8 階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想答申修正事項の確認 ・基本構想答申内容の確認 |

意見交換会：区民と大田区基本構想審議会委員との意見交換会の略

第1 専門部会の検討の経緯

基本構想審議会第1 専門部会(都市基盤・空港臨海部・産業分野担当)

| 回 | 日時、会場 | 審議議題・内容 |
|---|---|---|
| 1 | 平成19年10月11日(木) 10:00 ~ 12:00 本庁舎202会議室 | ・まちの魅力を活かしたまちづくりを実現するためにはどのような視点が必要か |
| 2 | 平成19年10月18日(木) 9:30 ~ 12:00 本庁舎201会議室 | ・羽田空港を含む臨海部を、まちづくりにどう活かすか |
| 3 | 平成19年11月6日(火) 10:00 ~ 12:00 本庁舎201会議室 | ・日本・世界を支える大田区の産業はどうあるべきか |
| 4 | 平成19年11月27日(火) 15:30 ~ 17:30 本庁舎区議会第五委員会室 | ・都市基盤、産業分野の追加論点、積み残し論点(産業分野) ・第1 専門部会分野の基本目標、個別目標について |
| 5 | 平成19年12月10日(月) 15:00 ~ 17:00 本庁舎201会議室 | ・都市基盤、産業分野の追加論点、積み残し論点(まちづくり分野) ・第1 専門部会分野の基本目標、個別目標について |
| 6 | 平成20年1月17日(木) 10:00 ~ 12:00 本庁舎201会議室 | ・第1 専門部会分野の基本目標、個別目標について |
| 7 | 平成20年1月30日(水) 9:30 ~ 12:00 本庁舎801会議室 | ・第1 専門部会分野の基本目標、個別目標について ・基本計画で進めるべき施策、基本計画の枠組みについて ・第1 専門部会の報告について |

第2 専門部会の検討の経緯

基本構想審議会第2 専門部会(保健・福祉・子育て・教育)

| 回 | 日時、会場 | 審議議題・内容 |
|---|--|---|
| 1 | 平成 19 年 10 月 16 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 201 会議室 | ・誰もが元気でいきいきと暮らせるまちとは、どのようなものか |
| 2 | 平成 19 年 10 月 30 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 202 会議室 | ・子育てしやすいまち、未来を担う子どもたちの健やかなる成長を支えるまちとは、どのようなものか |
| 3 | 平成 19 年 11 月 6 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 202 会議室 | ・生涯にわたり学習し、地域に生きがいと居場所を持てるまちとは、どのようなものか |
| 4 | 平成 19 年 12 月 4 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 201 会議室 | ・健康、福祉、子育て、教育分野の追加論点 ・第2 専門部会分野の基本目標、個別目標について |
| 5 | 平成 19 年 12 月 18 日(火) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 201 会議室 | ・健康、福祉、子育て、教育分野の追加論点 ・第2 専門部会分野の基本目標、個別目標について |
| 6 | 平成 20 年 1 月 18 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 801 会議室 | ・第2 専門部会分野の基本目標、個別目標について ・基本計画で取り組むべき施策について |
| 7 | 平成 20 年 2 月 8 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 801 会議室 | ・第2 専門部会分野の基本目標、個別目標について ・基本計画で取り組むべき施策について ・第2 専門部会の報告について |

第3 専門部会の検討の経緯

基本構想審議会第3 専門部会(地域力、国際化、環境、区政体制分野担当)

| 回 | 日時、会場 | 審議議題・内容 |
|---|--|--|
| 1 | 平成 19 年 10 月 19 日(金) (18:00-20:00) 本庁舎 202 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域力」の定義・イメージ ・ 地域の宝(歴史・文化、自然環境、工場のまちなど)を活かした魅力づくり |
| 2 | 平成 19 年 10 月 26 日(金) (18:00-20:00) 本庁舎 201 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議論の振り返り ・ 地球温暖化対策のために区役所が果たすべき役割 ・ 地球温暖化対策における区民と事業者の役割 ・ 大田区がめざす「みどりのまち」と「循環のまち」のイメージ |
| 3 | 平成 19 年 11 月 9 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 201 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議論の振り返り ・ 区役所が、区民にとって最も身近な真の自治体となるためには、どうあるべきか |
| 4 | 平成 19 年 11 月 30 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 202 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議論の振り返り ・ 議論を深めるべき事項及び他の部会からの意見について ・ 第3 専門部会の基本目標・個別目標について |
| 5 | 平成 19 年 12 月 21 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 202 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3 専門部会の基本目標・個別目標について ・ 議論を深めるべき事項及び他の部会からの意見について |
| 6 | 平成 20 年 1 月 18 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 202 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3 専門部会の基本目標・個別目標・基本計画で進めるべき施策について ・ 区民との意見交換会で出された意見について ・ 大田区における「地域力」の基本的な考え方について |
| 7 | 平成 20 年 2 月 8 日(金) 18:00 ~ 20:00 本庁舎 201 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3 専門部会の基本目標・個別目標及び大田区における「地域力」の基本的な考え方について ・ 基本計画で進めるべき施策について |

4 大田区基本構想審議会条例

大田区基本構想審議会条例

平成 19 年 6 月 29 日

大田区条例第 44 号

(設置)

第1条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の付属機関として大田区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

5 区民アンケート調査・区民意見募集概要

区政に関する区民の意向を把握し、基本構想策定にあたっての基礎資料とするため、区民アンケート調査と区民意見募集を実施した。

(1) 区民アンケート調査概要

区民アンケート調査設問

| |
|-------------------------------|
| 現在、お住まいのまちの暮らしやすさ |
| お住まいのまちが暮らしやすいと感じる点 |
| お住まいのまちが暮らしにくいと感じる点 |
| 重視していくべき区の施策 |
| 「高齢社会への対応」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「少子化社会への対応」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「教育の拡充」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「住みよいまちづくり」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「羽田空港周辺のまちづくり」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「地域力を活かした区政」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「環境問題への取り組み」に関して力を入れていくべき課題 |
| 「区民主体の区政実現」に関して力を入れていくべき課題 |
| 大田区の将来イメージ |

調査概要

| | |
|--------|------------------------------|
| ・調査地域 | 大田区全域 |
| ・調査の対象 | 大田区に居住する満20歳以上の男女 |
| ・調査対象数 | 2,400 |
| ・抽出方法 | 層化二段無作為抽出法 |
| ・調査方法 | アンケート票を郵送し、調査員が訪問回収(一部、郵送回収) |
| ・調査期間 | 平成19年9月18日～10月15日 |
| ・回収数 | 1,595 |
| ・有効回答率 | 66.5% |

(2) 区民意見募集概要

区民意見募集設問

| |
|-----------------------|
| 20年後の大田区をどのようなまちにしたいか |
| 今後どのような施策に力を入れるべきか |
| その他基本構想に対する意見 |

調査概要

| | |
|--------|---|
| ・調査地域 | 大田区全域 |
| ・調査の対象 | 大田区民、通勤通学者 |
| ・調査方法 | 返信用はがきを印刷したリーフレットを公共施設に設置 (回収方法は、はがき及びFAX、メール) |
| ・調査期間 | 平成20年1月6日～平成20年1月31日 |
| ・回収数 | 44 |